

令和 6 年度 主要な政策に係る評価書

政策名	政策 6：分権型社会を担う地方税制度の構築
担当部局・課室名	自治税務局 企画課
作成責任者名	自治税務局 企画課長 菊地 健太郎
政策評価実施時期	令和 6 年 8 月

令和 6 年度
主要な政策に係る評価書

政策 6：分権型社会を担う地方税制度の構築

第 1 部 政策の全体像と取組状況

はじめに

<政策の概要>

地方税の充実確保を図るとともに、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を進め、持続可能な地方税財政基盤を構築する。また、経済社会の構造変化を踏まえた税務手続のデジタル化に取り組む。

<主な施策>

1. 地方税の充実確保

P3

2. 偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築

P4

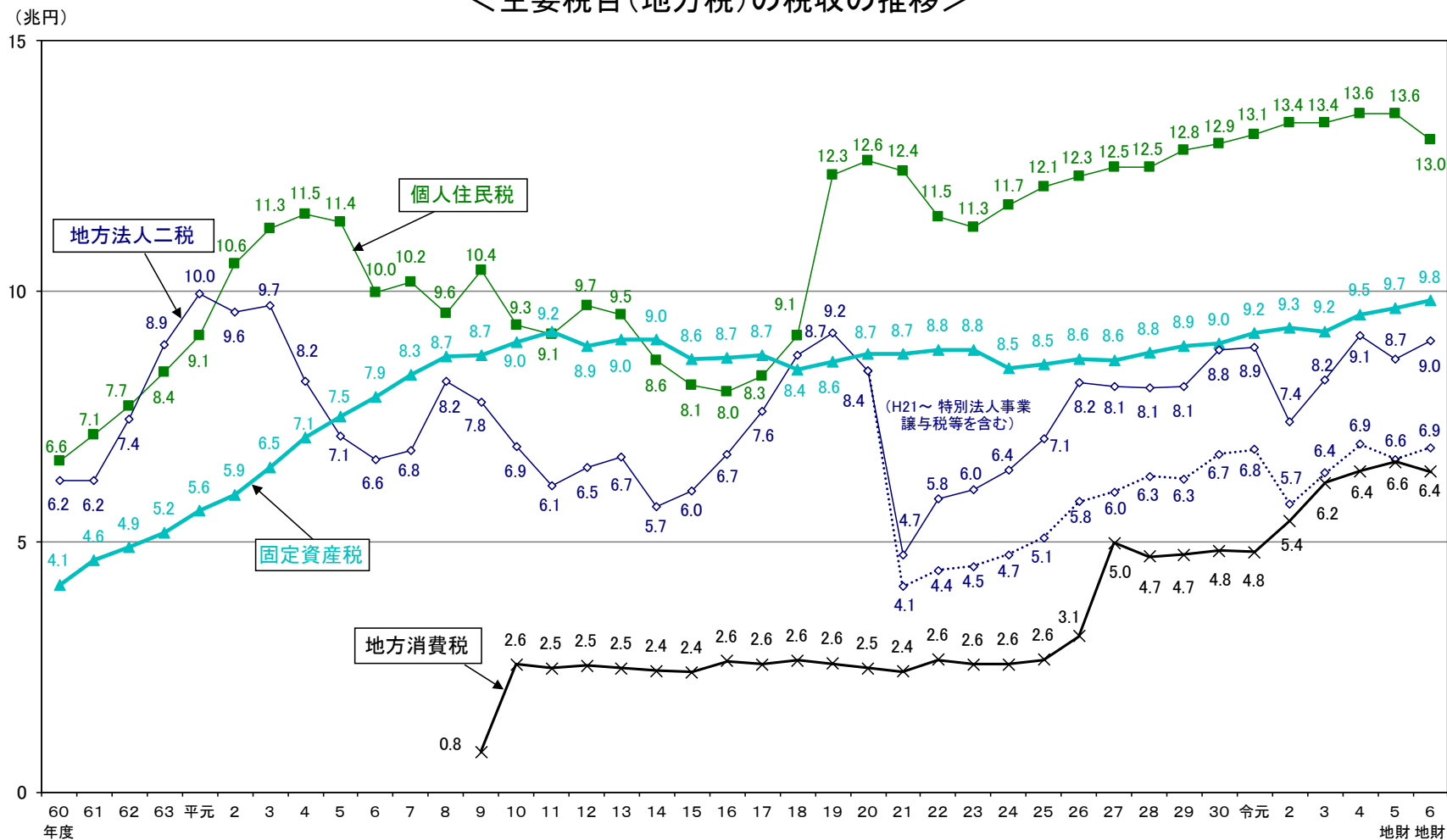
3. 経済社会の構造変化を踏まえた税務手続のデジタル化

P5

1. 地方税の充実確保

- 地方団体が地域の実情に応じた行政サービスを提供するためには、安定的な財政運営に必要なとなる地方税の充実確保が必要。

＜主要税目(地方税)の税収の推移＞

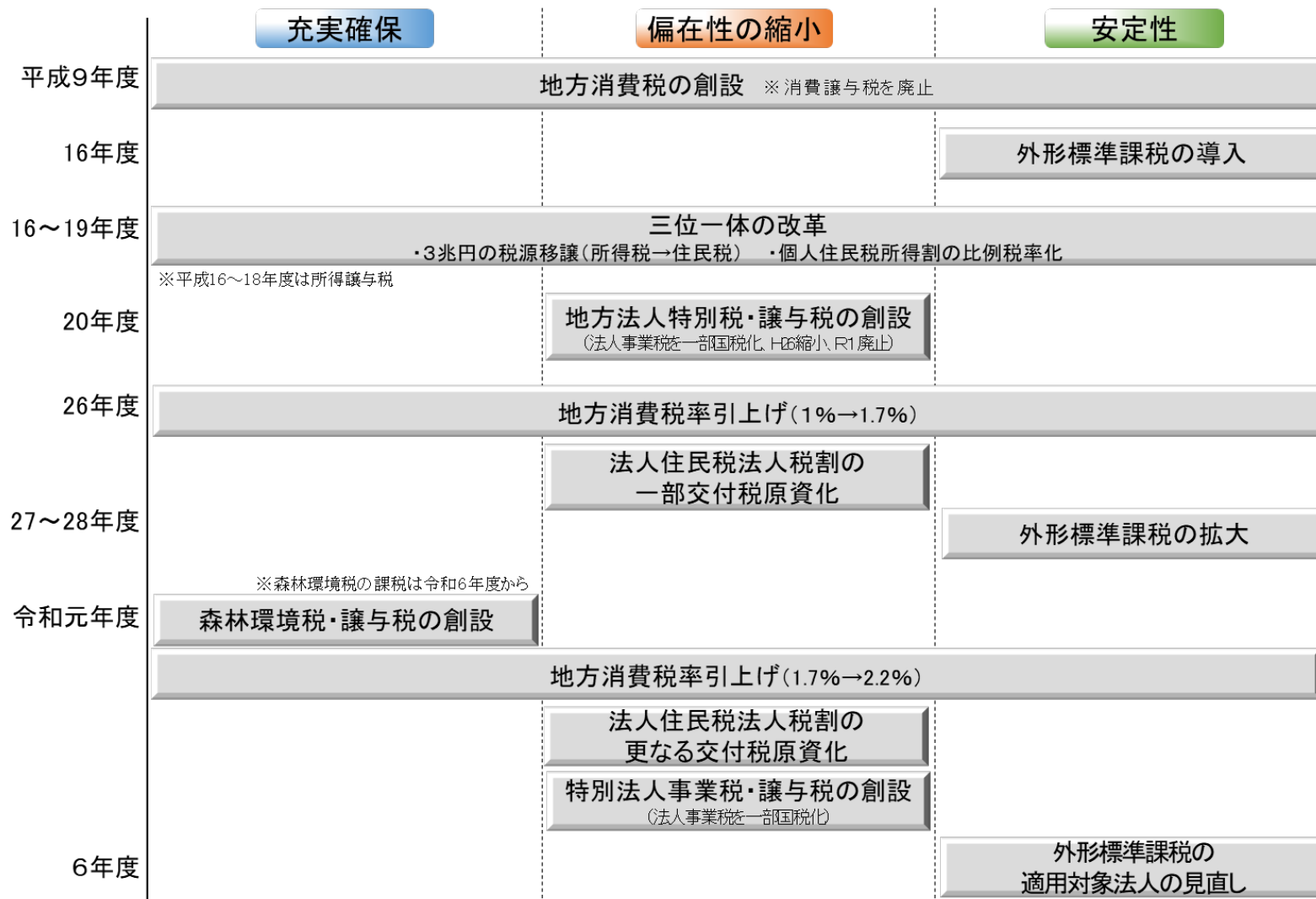


- (注) 1. 表中における計数は、超過課税等を含まない。
 2. 令和4年度までは決算額、令和5、6年度は地方財政計画額である。
 3. 地方法人二税の平成21年度以降の点線は、国から都道府県に対して譲与されている特別法人事業譲与税等を除いた額。

2. 偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築

- 地方団体が、地域の事情が様々に異なる中で、住民の生活に身近で基礎的な行政サービスを広く担う必要があることから、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築が必要。

＜地方税の充実確保と偏在性が小さく安定的な地方税体系の構築＞



3. 経済社会の構造変化を踏まえた税務手続のデジタル化

- 近年の経済社会のデジタル化等を踏まえ、税務手続のデジタル化を通じて納税者が簡便かつ適正に申告・納付を行えるよう利便性と申告内容の適正性を同時に向上させ、適正・公平な課税・徴収を実現していくことが必要。

＜地方税務手続のデジタル化のあゆみ＞

	電子申告・申請等	電子納付	通知の電子化	国税との情報連携・その他
平成16年度	法人住民税・法人事業税、固定資産税(償却資産)の申告開始 [H17.1] ※事業所税も追加 [H20.1]			
17～21年度	給与支払報告書、公的年金等支払報告書の電子的提出開始 [H20.1、H21.1]			OSSによる自動車税等の申告開始 [H17.12] ※新車新規のみ、中古車新規・移転等登録、継続検査は、H29.4追加
22年度	全地方団体がeLTAXに接続			所得税確定申告書の連携開始 [H23.1]
23～30年度	一定規模以上の事業者に対し給与支払報告書等の電子的提出を義務化 [H26.1] ※電子的提出基準の引下げ[R3.1]		特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の電子化開始[H28.1]	法定調書、扶養是正情報の連携開始 [H25.5、H25.6] JNKS(自動車税納付確認システム)の運用開始[H27.4] 源泉徴収票・給与支払報告書の電子的提出の一元化[H29.1]
令和元年度	地方税共同機構の設立 [H31.4]			
2年度	大法人に係る電子申告義務化 [R2.4.1以降の事業年度に係る申告]	地方税共通納税システムの運用開始 [R元.10] ※対象は主として法人向けの税目		固定資産税等に係る登記所との情報連携開始[R2.1] 法人の開廃業等に係る申請手続の一元化、共通入力事務の重複排除[R2.3] 財務諸表提出の一元化 [R2.4]
3年度	個人住民税(利子割・配当割・株式等譲渡所得割)の申告・納入手続の電子化 [R3.10]			
4年度	法制上、全ての申告・申請等の手続へ対象拡大[R4改正] ※実務的な準備が整ったものから順次、eLTAX利用を開始			
5年度	地方たばこ税等の電子申告開始[R5.10]	地方税統一QRコードを用いた納付開始 [R5.4] ※固定資産税等全税目へ対象拡大 ※納付手段も拡大 (クレジットカード、スマホ決済アプリ等)	特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化開始[R6.1]	軽自動車OSS、軽JNKSの運用開始[R5.1]
6年度以降	軽油引取税の電子申告[R6.10]、個人住民税の電子申告[R7年末] ※全ての税目の申告手続を令和7年末までに順次、電子化対応			基幹税務システムの標準化 [R7年度までの移行を目指す]

(参考) 行政事業レビューシート、研究会等

行政事業レビューシート

事業番号	事業名	掲載URL
0025	地方税制度の整備に必要な経費	https://www.soumu.go.jp/menu_yosan/jigyous5/kizon/kizon_r5_3.html

研究会等

- デジタル化・グリーン化時代にふさわしい地方税制のあり方に関する調査研究会
(主催: 一般財団法人自治総合センター)
- 地方税における電子化の推進に関する検討会
(共催: 総務省・地方税共同機構)

令和 6 年度
主要な政策に係る評価書

政策 6：分権型社会を担う地方税制度の構築

第 2 部 特に注力する／改善を図る事業等
ー納付手続のデジタル化ー

1. 概要・背景等

地方税の納付手続のデジタル化を図ることは、納付手段の多様化をはじめとした納税者等の利便性の向上に資するとともに、課税当局等における業務効率化・省力化につながる。また、全国統一的な納付手続のデジタル化を通じて、地方団体ごとに異なる手続の標準化を進めることは、社会全体の合理化にもつながる。これまで、地方団体の実情に配慮しつつ、地方団体と協力しながら、全国統一的な納付手続のデジタル化の充実を図ってきたところ。

2. 効果発現経路

アクティビティ

- ・納付手続のデジタル化に係る法令改正
(地方税法改正による電子納付の対象税目の拡大等)
- ・地方団体への技術的助言(eL-QRの導入等)

アウトプット

地方団体における電子納付(地方税共通納税システム)の利用促進
(対象税目の推移)

地方税統一QRコード(eL-QR)を活用した電子納付環境の整備
(地方団体におけるeL-QR対応)

初期アウトカム

- ・納付手段の多様化
(収納手段別の導入団体数の推移)
- ・地方税共通納税システムを通じた電子納付の拡大
(地方税共通納税システムを通じた電子納付の件数・納付額)

最終アウトカム

- ・納税者等の利便性向上
- ・課税当局等における業務効率化・省力化

3. 地方税務手続のデジタル化のあゆみ

	電子申告・申請等	電子納付	通知の電子化	国税との情報連携・その他
平成16年度	法人住民税・法人事業税、固定資産税(償却資産)の申告開始 [H17.1] ※事業所税も追加 [H20.1]			
17～21年度	給与支払報告書、公的年金等支払報告書の電子的提出開始 [H20.1、H21.1]			OSSによる自動車税等の申告開始 [H17.12] ※新車新規のみ。中古車新規・移転等登録、継続検査は、H29.4追加
22年度	全地方団体がeLTAXに接続			所得税確定申告書の連携開始 [H23.1]
23～30年度	一定規模以上の事業者に対し給与支払報告書等の電子的提出を義務化 [H26.1] ※電子的提出基準の引下げ[R3.1]		特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の電子化開始[H28.1]	法定調書、扶養是正情報の連携開始 [H25.5、H25.6] JNKS(自動車税納付確認システム)の運用開始[H27.4] 源泉徴収票・給与支払報告書の電子的提出の一元化[H29.1]
令和元年度	地方税共同機構の設立 [H31.4]			
2年度	大法人に係る電子申告義務化 [R2.4.1以降の事業年度に係る申告]	地方税共通納税システムの運用開始 [R元.10] ※対象は主として法人向けの税目		固定資産税等に係る登記所との情報連携開始[R2.1]
3年度	個人住民税(利子割・配当割・株式等譲渡所得割)の申告・納入手続の電子化 [R3.10]			法人の開廃業等に係る申請手続の一元化、共通入力事務の重複排除[R2.3]
4年度	法制上、全ての申告・申請等の手続へ対象拡大[R4改正] ※実務的な準備が整ったものから順次、eLTAX利用を開始			財務諸表提出の一元化 [R2.4]
5年度	地方たばこ税等の電子申告開始[R5.10]	地方税統一QRコードを用いた納付開始 [R5.4] ※固定資産税等全税目へ対象拡大 ※納付手段も拡大(クレジットカード、スマホ決済アプリ等)	特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化開始[R6.1]	軽自動車OSS、軽JNKSの運用開始[R5.1]
6年度以降	軽油引取税の電子申告[R6.10]、個人住民税の電子申告[R7年末] ※全ての税目の申告手続を令和7年末までに順次、電子化対応			基幹税務システムの標準化 [R7年度までの移行を目指す]

<令和4年度税制改正>

○ eLTAX を通じた電子納付の対象税目の拡大

地方公共団体の収納事務を行う地方税共同機構が電子的に処理する特定徴収金の対象税目を拡大し、納税者が全ての税目について、eLTAX を通じて納付を行うことができるよう所要の措置を講ずる

※令和5年4月1日以後の納付について適用

○ eLTAX を通じた電子納付に係る納付手段の拡大

eLTAX を通じた電子納付について、スマートフォン決済アプリやクレジットカード等による納付を可能とするため、納税者が、地方税共同機構が指定する者（機構指定納付受託者）に納付の委託を行うことができるよう所用の措置を講ずる 等

※令和5年4月1日以後に地方税の納付を委託する場合について適用

<eL-QRに係る各種通知・事務連絡>

【地方税統一QRコードの活用に係る検討会の開催】

（令和6年3月時点）

〔令和3年〕9月6日、10月14日、11月17日

〔令和4年〕1月7日、3月14日、8月22日、10月13日、11月21日

〔令和5年〕2月3日、3月17日、8月17日、3月18日

○必須としている4税目（固定資産税等）に加えて、確定税額の納付が可能である各種税目の納付書にも原則eL-QRの印字を依頼。

・「地方税統一QRコード（eL-QR）の活用について（依頼）」令和5年10月10日電子化推進室事務連絡 等

○基幹システムの開発事業者とも調整の上、eL-QRの格納値は適切な設定・確認を徹底を依頼。

・「令和6年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について」令和6年1月18日事務連絡

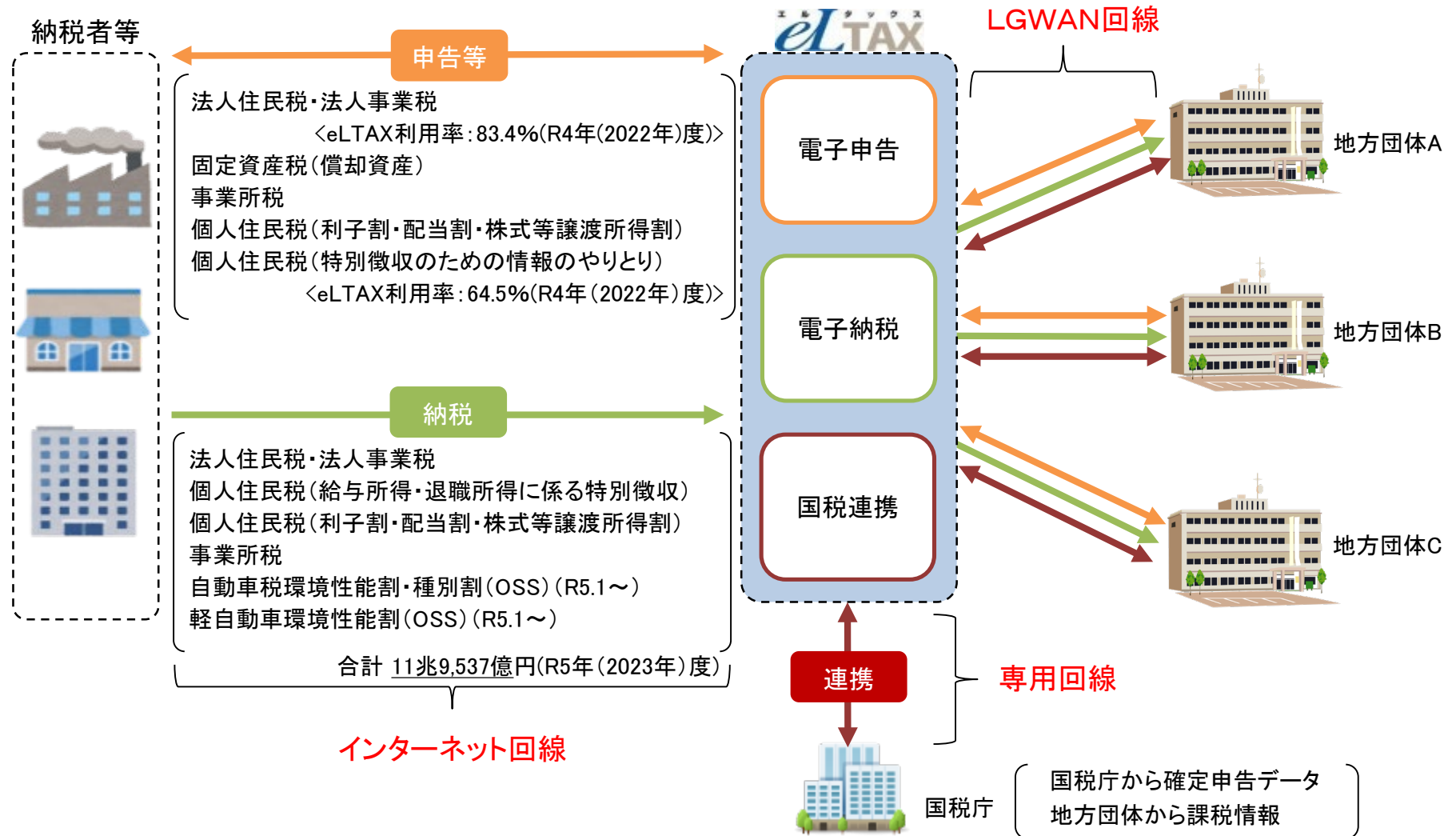
○関係機関のシステム改修・連携テストを経て、令和5年度課税分からeL-QRの活用を開始できるよう必要なシステム改修等の準備を進めることを依頼。

・「地方税統一QRコードの活用について（通知）」令和3年6月30日電子化推進室長通知

他

5. eLTAX(エルタックス)について

- eLTAXは、インターネットを利用して地方税に係る手続きを電子的に行うシステム。
- 複数団体に対する電子申告・電子納税を一括で行うことができるほか、地方団体と国税当局間の情報連携に活用。
- 地方共同法人である地方税共同機構が管理・運営。



6. 地方税共通納税システムについて

- 令和元年10月から「地方税共通納税システム」が導入され、従来可能であった電子申告に加え、eLTAXを通じた電子納税が可能。
- 令和5年4月から、対象税目を全税目に制度拡大。あわせて納付手段についても従来の金融機関経由のインターネットバンキング及びダイレクト納付(口座引落とし)に加え、クレジットカードや地方税統一QRコード(eL-QR)を活用したスマートフォン決済アプリ等による納付も可能となった。

<主なメリット>

納税者

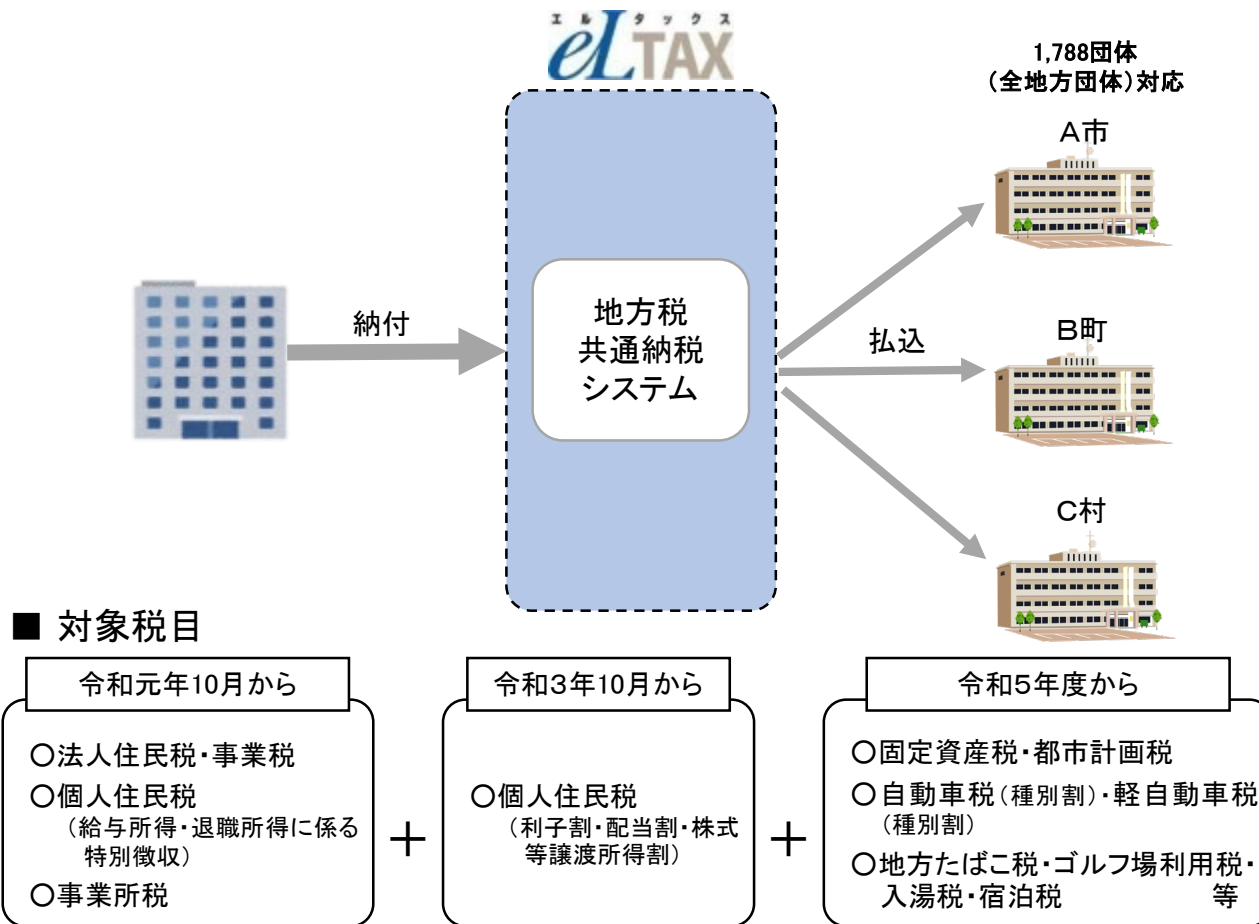
- 対象税目について、全ての地方団体に対して、様々な納付手段による電子納税が可能
- 合計税額をeLTAXに送金することで、複数地方団体への「まとめ納付」が可能

金融機関

- 窓口来訪者の減少による窓口業務の負担軽減
- 領収済通知書の処理に係る負担軽減
- eL-QR対応金融機関であれば、全地方団体のeL-QR付納付書の取扱いが可能

地方団体

- 納付・入金情報がeLTAX経由で電子的に送付されるため消込作業の効率が向上
- 個別に金融機関・決済事業者と契約等を行うことなく電子収納可能



※令和4年度税制改正において、地方税法令上、全ての税目に拡大

8. 令和6年度以降の地方団体のeL-QR対応状況

- 固定資産税・都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割について、概ね全ての地方団体が対応済
- 上記4税目に加えて、確定税額の格納が可能である税目の納付書には、原則eL-QRの印字を依頼
 - 上記4税目以外の賦課税目(不動産取得税、個人事業税、個人住民税(普通徴収)、国民健康保険税)においては、多くの地方団体で対応が進んでいるが、未対応の団体に対して引き続き対応を依頼
 - 現在、未対応の団体が多い個人住民税(特別徴収)・申告税目の督促分等についても、積極的な対応を依頼

※ 確定税額の格納が困難な税目(個人住民税(特別徴収)や申告税目)は、eL-QRではなく、eLTAXダイレクト納付等による納付を促進

税目		R6年度 対応予定団体数 (点線はR7・R8年度の対応予定団体)				〈参考〉R4納付件数
賦課税目	自動車税種別割	47団体 (100%)				4,514万件
	軽自動車税種別割	1,734団体 (99.6%)				4,092万件
	固定資産税	1,734団体 (99.6%)				19,593万件
	都市計画税	642団体 (99.8%)				(固定資産税と合わせて納付)
	不動産取得税	44団体 (93.6%)				163万件
	個人事業税	44団体 (93.6%)				241万件
	個人住民税(普通徴収)	1,300団体 (74.7%)				6,792万件
	国民健康保険税	1,073団体 (71.4%)				—
	個人住民税(特別徴収)の督促分等	170団体 (9.8%)	R7 280団体	R8 172団体		—
申告税目	法人二税の督促分等	40団体 (85.1%)				—
	法人市町村民税の督促分等	144団体 (8.3%)	R7 238団体	R8 172団体		—
	事業所税の督促分等	25団体 (32.5%)	R7 27団体	R8 18団体		—

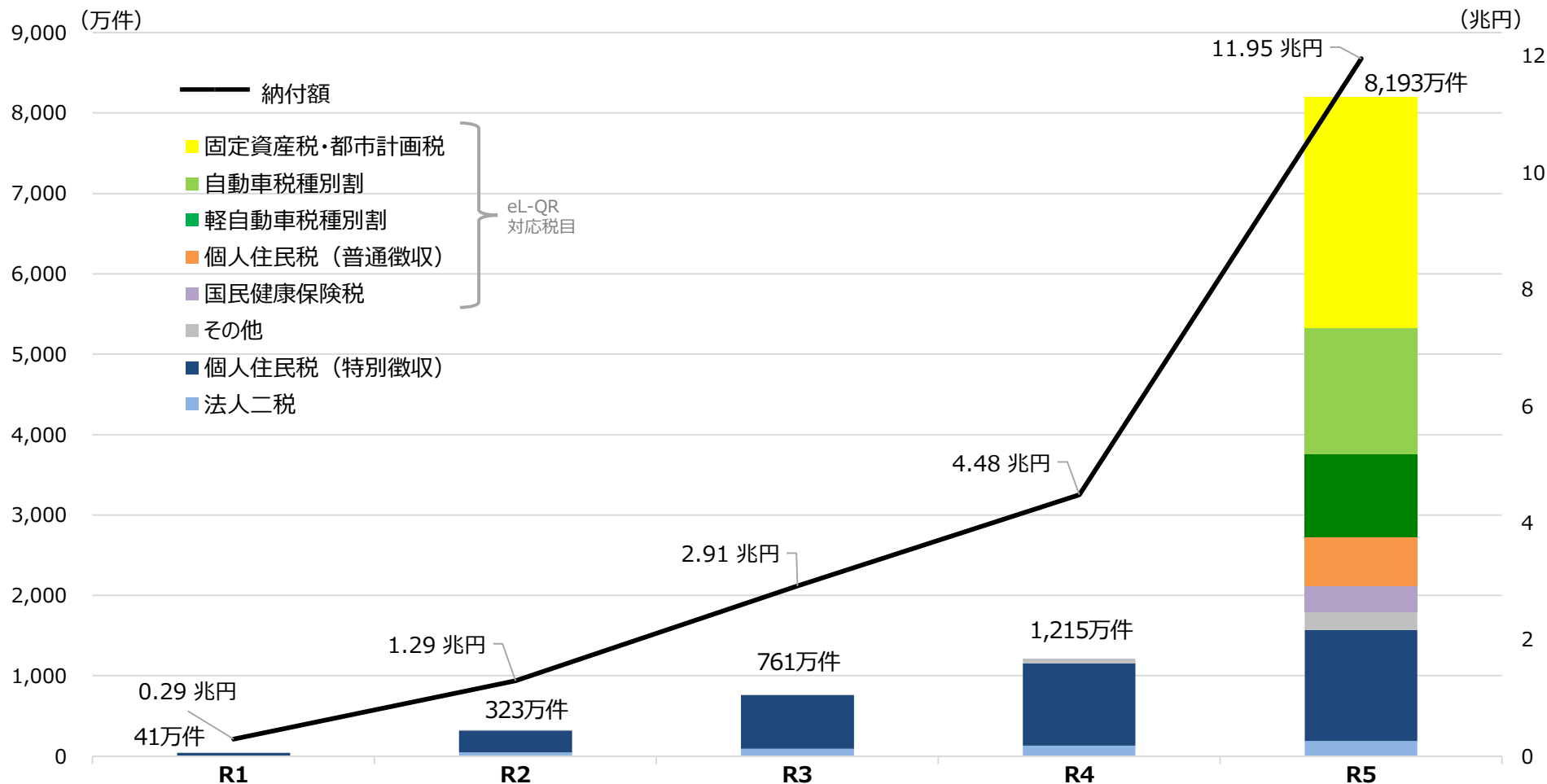
(出典) 地方税統一QRコードの活用に係る検討会事務局調査(令和5年10月)に基づく集計

※ 「督促分等」とは、督促、更生決定、再発行等によって、税額を通知するもの。

※ R4納付件数は、総務省「地方税の収納・徴収対策等に係る調査」によるもの。

9. 地方税共通納税システムを通じた電子納付の件数・納付額

○ 地方税統一QRコード(eL-QR)導入により、固定資産税、都市計画税、自動車税種別割、軽自動車税種別割等の対応が可能になり、令和5年度の利用件数が増加している



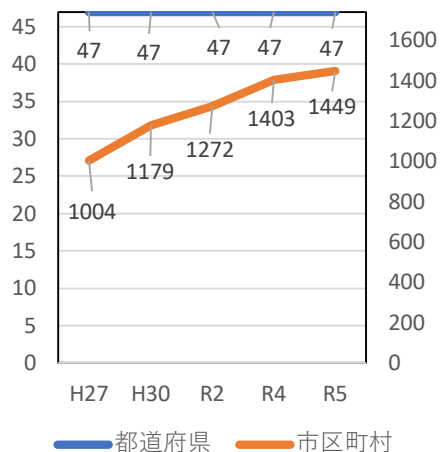
- 令和元年10月から、「地方税共通納税システム」(対象税目は法人二税、個人住民税(特別徴収)、事業所税)が稼働
- 令和3年10月から、個人住民税の利子割、配当割、株式等譲渡所得割(金融三割)に対応
- 令和5年1月から、自動車税種別割・環境性能割(OSS)、軽自動車税環境性能割(OSS)に対応
- 令和5年4月から、eL-QR導入により、固定資産税・都市計画税、自動車税種別割、軽自動車税種別割に対応
(これら四税目以外にも、確定税額の格納が可能である税目はeL-QRでの納付に対応)
- 令和5年10月から、地方たばこ税、ゴルフ場利用税、入湯税・宿泊税に対応

10. 地方税に係る収納手段の多様化

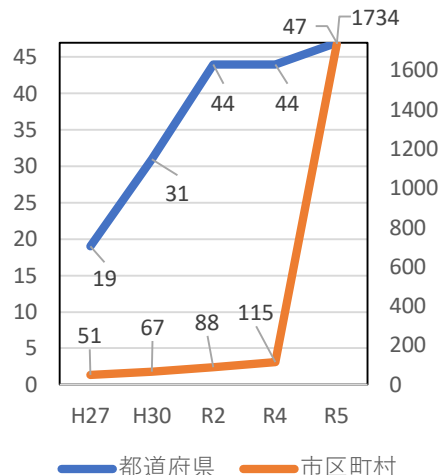
- 従来から行われてきた口座振替に加えて、コンビニ納税(平成15年度)、クレジットカード納付(平成18年度)など累次の制度改革により、収納手段は多様化。
- 令和5年4月からの地方税統一QRコード(eL-QR)導入に伴い、概ね全ての地方団体において、電子納付環境が整備された。

収納手段別の導入団体数の推移(各年7月1日時点)

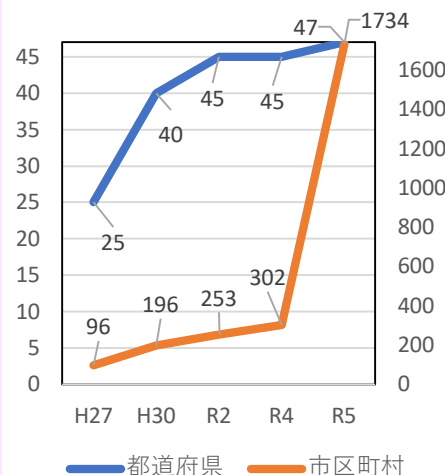
コンビニ収納導入団体数



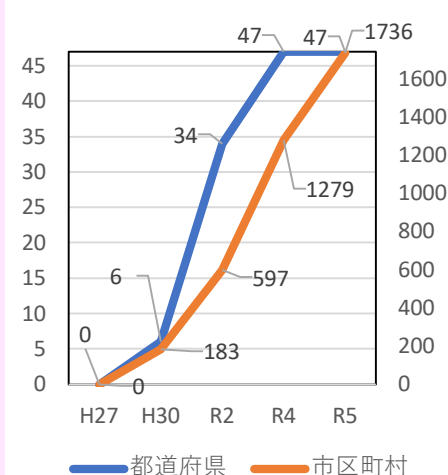
ペイジー導入団体数



クレジットカード納付導入団体数



スマートフォン決済アプリ導入団体数



※ 令和5年度のペイジー、クレジットカード及びスマートフォン決済アプリ導入団体数は、地方税統一QRコードの活用に係る検討会事務局調査(令和5年10月)に基づく、eL-QR対応団体数を加味したもの。

※ 独自のキャッシュレス納付手段を導入している団体数は、eL-QR導入に伴い、令和5年度はペイジーが27都県・110市町村、クレジットカードが12道府県・239市町村、スマートフォン決済アプリが32都道府県・1294市町村となり、減少傾向となっている。

11. eL-QR導入に対する経済団体の評価

令和6年度税制改正に関する提言—持続的な成長と分配の実現に向けて— 抄
(2023年9月 日本経済団体連合会税制委員会)

5. 納税環境整備・その他

(2) 地方税に関するデジタル化 ④公金(納付)の電子化

地方税共通納税システムの対象が令和4年度税制改正で全税目に拡大され、また令和5年4月より固定資産税等一部の地方税の税目において地方税統一QRコードが導入される等、eLTAXを活用した納税業務の電子化は進展しており、歓迎する。

地方税の電子納付の推進等について(要望) 抄

(2023年10月 全国銀行協会、全国地方銀行協会等)

さて、金融界は、かねて、税・公金の収納の効率化・電子化に向けた取組みを行っております。

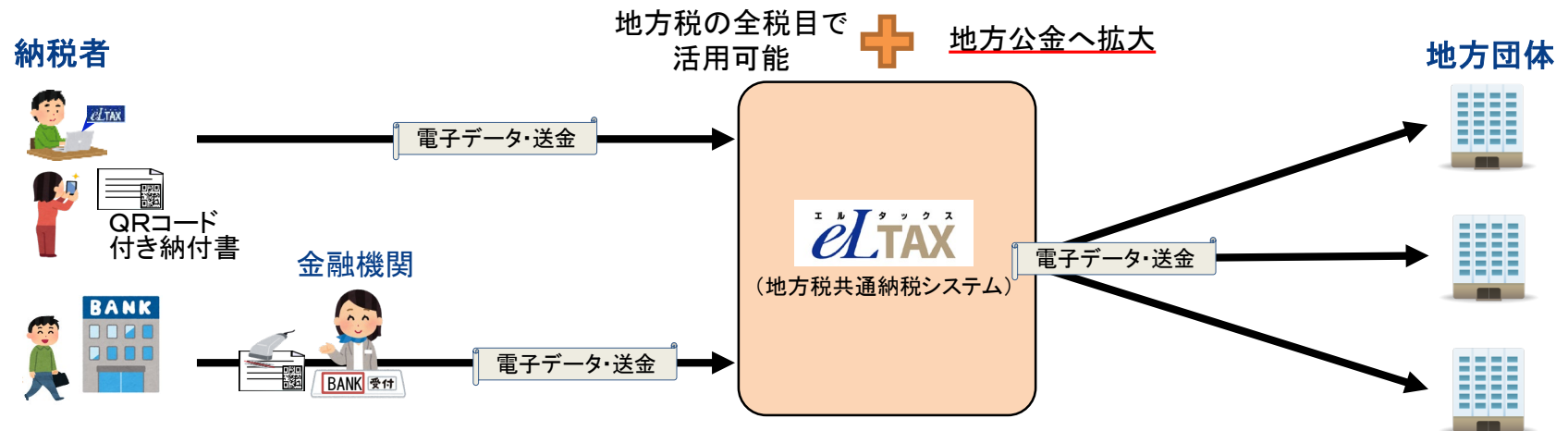
税・公金の電子納付は、納付者にとっては、場所や時間を気にせず行うことができる利便性の高い手段であるほか、金融機関および行政機関にとっても、窓口における納付書・現金の授受や、バックオフィスにおける納付済通知書の仕分け・引渡しを不要とできる効率的な手段です。この点、国民の生産性向上にも資するものと考えております。

12. (参考) 地方公金に係るeLTAX経由での納付

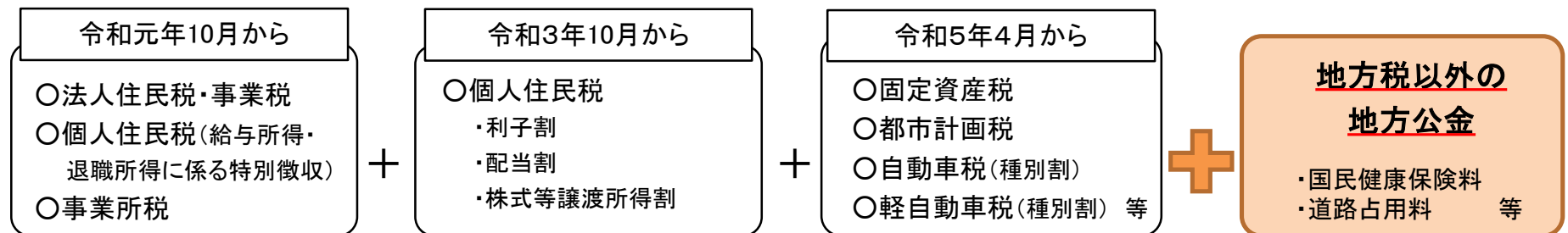
- eLTAX(地方税のオンライン手続のためのシステム)を通じた電子納付の対象に地方税以外の地方公金を追加することとし、地方自治法の改正に併せて、地方税共同機構の業務に公金収納事務を追加する措置を講ずる。

※ 地方自治法の一部を改正する法律の施行の日から適用。

■ eLTAXを通じた電子納付(イメージ)



■ eLTAXを通じた電子納付の対象税目



※地方税法令上、全ての税目に拡大

これまでの取組

- 令和元年にeLTAXにおいて地方税共通納税システムが稼働し、主として法人向けの税目（法人住民税・事業税、個人住民税（特別徴収分）、事業所税）を対象に、eLTAXを通じた電子納付が可能となった。
- さらに、令和4年度税制改正において、地方税法令上、電子納付の対象を全ての税目に拡大。
- 令和5年4月からは、地方税統一QRコード（eL-QR）を活用した電子納付の仕組みが稼働（個人の納税者に馴染みの深い固定資産税等を必須4税目として開始）。
- あわせて、eLTAXを通じた電子納付に係る納付手段を拡大し、従来の口座振替やインターネットバンキングに加え、クレジットカードやスマートフォン決済アプリによる納付が可能になった。



- eL-QRの令和6年度対応予定団体数は、1,781 団体（99.6%、47 都道府県＋ 1,734 市区町村）
- 令和5年度のeLTAXを通じた電子納付の実績は、eL-QRの導入により大きく伸び、件数は約8,193万件（前年度比約6.7倍）、納付額は約11兆9,500億円（同約2.7倍）。
- eL-QRの導入に伴い、概ね全ての地方団体において、電子納付環境が整備された（99.7%、47都道府県、1,736 市区町村）。

今後の方向性

- eL-QRについては、必須4項目は、概ね全ての地方団体で対応済だが、eL-QRの利便性に鑑み、より多くの納税者がeL-QRを活用できるよう、eL-QR未対応の地方団体が多い税目等を中心に地方団体に対して積極的な対応を働きかけるとともに、税以外の地方公金のeLTAX経由での納付を実現する。
- 引き続き、納税手続のデジタル化を進め、納付手段の多様化等による納税者等の利便性向上、課税当局における業務効率化・省力化を図っていく。

参考資料

Ⅱ 各分野における規制改革の推進

3. 投資等ワーキング・グループ

(3)金融分野における規制改革

ア 地方税等の収納効率化・電子化に向けた取組

【a:(第1弾)令和3年10月措置、(第2弾)令和5年度以後の課税分措置、

b:(前段)令和3年上期措置、(後段)令和4年度措置、c,d:引き続き検討を進め、結論を得次第速やかに措置】

＜基本的考え方＞

指定金融機関は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条により、地方公共団体の公金の収納又は支払の事務を取り扱うこととされているが、現状、書面・対面ベースの非効率・高コストな仕組みとなっており、指定金融機関等に多大な負担がかかっている。

例えば金融機関窓口を持ち込まれた納付書は、地方公共団体ごとに様式が異なり、手作業での事務処理が必要となっている。また、指定金融機関から地方公共団体への納税済み情報の受渡しの多くは紙で行われているため、地方公共団体においても同様に手作業の業務が発生している。

しかしながら、一部の地方公共団体が窓口収納事務に関する経費を負担していないことが、地方税等の収納効率化・電子化に向けた阻害要因となっているとの指摘もあり、速やかな見直しなどが求められる。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

＜実施事項＞

a 総務省は、地方税の収納手段の効率化・電子化を加速する観点から、地方税共通納税システムの対象税目を拡大する。第1弾として、個人住民税の利子割・配当割・株式等譲渡所得割、第2弾として、固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割を追加する。さらに拡大可能な税目の有無について継続的に検証する。

b 総務省は、金融機関・地方公共団体等からなる検討会を開催し、地方税用QRコードの統一規格を取りまとめ、令和3年上期に公表する。また、関係機関のシステム改修・連携テストを経て、令和5年度課税分から地方税用QRコードの活用を開始できるよう措置する。

c 総務省は、地方公共団体と指定金融機関等の収納業務の効率化・電子化を進める観点から、経費負担の見直しなど、地方公共団体に対応を促す。

d 金融庁は、業界団体の要望を踏まえ、地方公共団体と指定金融機関等の経費負担の課題を明確にし、規制所管府省と調整を行う。

地方税統一QRコード(eL-QR)印刷イメージ(MPN標準帳票の例)

[illegible]

- eLTAXを通じた納付を行うために地方団体において納付書に印字する必要があるもの

①地方税統一QRコード：納付情報等を格納したもの。

②eL-QR(えるきゅーあーる)：印字したQRコードが、地方税統一QRコードであることを明示的に示すための文言。

③eL番号(えるばんごう)：地方団体が発付する納付書を一意に特定するための情報で、地方税統一QRコードに格納される情報の一部を記載するもの。

④eLマーク(えるまーく)：共通納税システムに対応する納付書であることを、利用者や金融機関窓口職員が確認するためのマークとして、地方税共同機構が制定したマーク。